# 〇 (旧)戸別受信機について

令和2年4月より新防災情報システムの運用を開始しました。

これに伴い、これまで各世帯で使用されていた(旧)戸別受信機は使用できません。

使用できなくなった(旧)戸別受信機は、役場総務課で随時返却を受付しておりますので、ご 持参いただきますよう、お願いします。

# (旧) 戸別受信機









## 〇 (新)戸別受信機について

(新) 戸別受信機については、令和元年12月より(新) 戸別受信機希望者を対象に貸与させていただいております。(新) 戸別受信機の利用方法について、次の点にご注意のうえ、ご使用ください。

- 戸別受信機(以下「受信機」といいます。)は常に良好な状態で維持管理してください。
- 受信機は他人に譲渡、転借、若しくは担保に供さないでください。
- 受信機に異常を発見した場合は、直ちに状況を届け出てください。
- ・ 転出、転居、死亡等により世帯主変更があった場合、もしくは、受信機が不要となった場合は、速やかに役場総務課まで届け出てください。
- 受信機が不要となった場合は、受信機を必ず返却してください。
- 受信機を紛失または滅失した場合は、実費弁償をお願いします。
- ・ 受信機を故意または過失により損傷させた場合は、原型復旧等に要する費用の賠償をお願いします。
- 受信機に取付けする乾電池は、停電時の非常用です。必ず取付けください。
- ・ 受信機の乾電池は、長期間放置すると液漏れを起こす場合がありますので、定期的な確認 をお願いします。
- 受信機の乾電池交換は、使用者及び管理者でお願いします。

#### 〇 (新)戸別受信機の貸与や有償譲渡について

受信機は、希望する1世帯(住民基本台帳上の1世帯)につき1台ずつ無償貸与を行っています。世帯ごとの貸与とは別に、医療機関、社会福祉施設及び事業所などへの無償貸与やすでに受信機の貸与を受けた世帯などのうち追加設置を希望される場合の有償譲渡(1台につき20,000円)を行う制度を設けております。各種制度を希望される場合は、役場総務課までご相談ください。

### (新) 戸別受信機

